

東日本大震災に係る緊急人材育成支援事業の取扱関係Q & A

中央職業能力開発協会
平成23年3月18日作成
平成23年6月6日改定

平成23年3月17日及び平成23年5月27日付けの厚生労働省からの指示を受け、下記のように取り扱うものとします。

1 基金訓練の実施について

Q1 「震災対策特別訓練コース」が設定されると聞きましたが、どのような内容ですか？

A1 東日本大震災により、被災地で発生している膨大な量の損壊家屋等の処理等に必要の人材を育成するため、車両系建設機械等(※)の運転に係る技能講習を実施する「震災対策特別訓練コース」を青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の車両系建設機械等に係る登録教習機関(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第77条第3項の者をいう。)において実施することができます。

訓練内容は、車両系建設機械等の運転に必要な実践的な知識・技能を習得する内容であること及び車両系建設機械等に係る労働安全衛生法第76条第1項の技能講習のうち定められた一部の講習を訓練内容に含む必要があります。また、車両系建設機械等の運転に係る技能の習得に加えて、損壊家屋等のがれきの処理又は大型特殊免許(第1種)の取得に関連する教育訓練(例えば、粉じんやアスベストによる健康障害を防止する安全衛生教育)を訓練内容に加えることも可能です。

訓練期間は、1か月以内(訓練日数は10日以上)とし、50時間以上の訓練を実施して頂きます。

なお、「震災対策特別訓練コース」の申請に関するご相談は、「[震災対策特別訓練コースに係る基金訓練の認定基準](#)」をご確認の上、訓練実施場所となる登録教習所が所在する[雇用・能力開発機構の都道府県センター](#)(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県)へご相談願います。

(※) 車両系建設機械等とは、[労働安全衛生法](#)の定めにより技能講習の受講が義務づけられている一定の車両系建設機械のことをいい、具体的にはブルドーザー、パワーショベル、くい打ち機等などがあります。

Q 2 訓練施設の被災により一時的に訓練を行うことができない場合や、受講者の被災、交通機関の運休等により、出席する受講者が少ない場合には、訓練を休講してもよいのですか。

A 2 訓練施設の被災により一時的に訓練を行うことができない場合や、受講者の被災、交通機関の運休等により受講生の大半が出席できない場合には、訓練実施機関の判断で休講にすることもやむを得ませんが、その場合には、原則として当初予定の訓練期間内において、1日の訓練時間の延長又は休日を活用する等の対応により、休講期間中の補講を可能な限り行ってください。

なお、休講する場合は、訓練実施施設から受講者へ連絡するとともに、訓練施設が所在する都道府県の[雇用・能力開発機構の都道府県センター](#)へ連絡願います。

Q 3 訓練施設や受講生の被災、講師の被災、交通機関の運休等による受講者の減少等により、訓練コースを継続して実施することができなくなった場合は、訓練コースを中止することはできますか。

A 3 できる限り、訓練コースを継続実施していただきたいと考えておりますが、今回の災害に伴い継続実施がどうしても困難な場合には、訓練実施機関の判断で中止することもやむを得ません。

中止する場合は、訓練施設から受講者へ連絡するとともに、訓練施設が所在する都道府県の[雇用・能力開発機構の都道府県センター](#)へ連絡願います。また、速やかに変更届出書（認定様式第1号-3）を都道府県センターへ提出して下さい。

Q 4 訓練施設の被災、講師の被災等により、今後始まる訓練コース（現在募集中のコースも含む）を中止できますか。

A 4 中止できますが、必ず事前に訓練施設が所在する都道府県の[雇用・能力開発機構の都道府県センター](#)へ連絡して下さい。また、速やかに変更届出書（認定様式第1号-3）を都道府県センターへ提出して下さい。

Q 5 訓練施設の被災、講師の被災等により、今後始まる訓練コース（現在募集中のコースも含む）を延期できますか。

A 5 延期できますが、必ず事前に訓練施設が所在する都道府県の[雇用・能力開発機構の都道府県センター](#)へ連絡して下さい。また、速やかに変更申請書（認定様式第1号-2）を都道府県センターへ提出して下さい。

Q 6 訓練施設の被災により、訓練コースを中止した場合には、中止した月分の訓練奨励金を受給することはできますか。

A 6 訓練施設の被災により訓練コースを中止した月分（中止した日の前日の属する支給対象期間（訓練を全く実施していない算定基礎月を除く。））については、当初の計画で10日以上訓練日が予定されていた場合には、実際に訓練を行った日が10日に満たない場合であっても、訓練奨励金を受給することができます。

この申請を行うに当たっては、地方公共団体等の発行する罹災証明、被災証明等を添付した上で、訓練施設が所在する都道府県の[雇用・能力開発機構の都道府県センター](#)を通じて手続きを行ってください。なお、[災害救助法の適用市町村](#)（東京都を除く。）にある実施施設については、罹災証明、被災証明等の添付がなくても差し支えありません。

2 訓練・生活支援給付について

Q 1 被災前は年収が200万円を超えていましたが、被災により収入見込が200万円以下になった場合は、訓練・生活支援給付金を受けることはできますか？

A 1 被災により年収見込が200万円以下になる場合には、訓練・生活支援給付金を受けることができます。

Q 2 自宅以外の土地・建物を所有していたのですが、被災により大きな被害を受けてしまったのですが、訓練・生活支援給付金を受けることはできますか？

A 2 被災者の実情に応じて、自宅以外の土地・建物を所有している場合も訓練・生活支援給付金を受けることができます場合があります。詳しくは、受講勸奨を受けたハローワークにご相談ください。

Q 3 震災対策特別訓練コースを受講した場合、訓練・生活支援給付金を受けることはできますか？

A 3 震災対策特別訓練コースを受講した場合、受給資格を満たす場合は訓練終了後に訓練・生活支援給付金を受けることができます。

Q 4 計画停電による交通機関の運休等により、一時的に訓練に出席できない場合には、訓練・生活支援給付については、欠席扱いになるのですか。

A 4 計画停電による交通機関の運休等により、一時的に訓練に出席できない場合については、その事情を証明する書類を訓練実施機関に提出していただければ、出席扱いにすることにしております。

Q 5 受講者が被災したことにより、受講していた訓練コースは継続しているにもかかわらず、受講できなくなった場合には、訓練・生活支援給付は受給できなくなるのですか。

A 5 受講生が被災したことにより、受講していた訓練コースは継続しているにもかかわらず、訓練を受講できない場合には、その期間は「やむを得ない事情」による欠席と認められるため、訓練・生活支援給付を受給することができます。

訓練実施機関におかれましては、被災により受講できなくなった受講者についても、本人から支給申請がある場合には、引き続き訓練・生活支援給付の申請手続きをお願いいたします。

この申請を行うに当たっては、地方公共団体等の発行する罹災証明、被災証明等を添付した上で、被災前に受講していた訓練実施機関を通じて手続きを行ってください。なお、[災害救助法の適用市町村](#)（東京都を除く。）

に住んでおられる方については、罹災証明、被災証明等の添付がなくても差し支えありません。

Q 6 訓練施設が被災したことにより訓練コースが中止となった場合には、訓練・生活支援給付は受給できなくなるのですか。

A 6 訓練実施機関が被災したことにより訓練コースが中止となった場合には、通常のとおり、中止前に受講済みの支給対象期間について、訓練・生活支援給付を受給することができますが、中止後の支給対象期間については、受給することはできません。

その際の8割出席の要件については、受講していた訓練コースにおいて、中止日の前日の属する支給対象期間が、訓練施設の被災前に当初予定されていた訓練最終月かどうかによって、取り扱いが異なります。

①当初予定されていた訓練最終月でない場合（例えば、3か月訓練の場合には、1ヶ月目、2ヶ月目）

通常のとおり。

②当初予定されていた訓練最終月（例えば、3か月訓練の場合には、3ヶ月目）

訓練最終月の前月における訓練日の8割以上の出席があることをもって判断します。

この申請を行うに当たっては、地方公共団体等の発行する罹災証明、被災証明等を添付した上で、受講していた訓練実施機関を通じて手続きを行ってください。なお、[災害救助法の適用市町村](#)（東京都を除く。）に住んでおられる方については、罹災証明、被災証明等の添付がなくても差し支えありません。

Q 7 訓練を欠席したのですが、震災による休講により、訓練日が当初の予定から減ったため、出席率が8割を下回った場合には、訓練・生活支援給付は受給できなくなるのですか。

A 7 休講日を含む算定基礎月に当初予定されていた訓練日数では、8割以上の出席率を下回らない欠席日数の場合には、訓練・生活支援給付を受給することができます。

Q 8 地震等の被害により、受講中の訓練が中止されることとなった場合には、同じ分野の訓練コースを再度受講することができますか。

A 8 地震等の被害により、受講中の訓練が中止されることとなった場合には、同じ分野の訓練コースを再度受講することができます。具体的には、

①中止となった訓練コースが職業横断的スキル習得訓練コース又は基礎演習コースであった方については、実践演習コースのみならず職業横断的スキル習得訓練コース又は基礎演習コースを再度受講することができます。

②中止となった訓練コースが実践演習コースであった方については、実践演習コースを再度受講することができます。

また、再度の訓練受講に伴い訓練・生活支援給付の支給を受けようとする場合には、改めてハローワークに受給資格の認定申請を行うことが必要となります。

Q 9 訓練・生活支援給付の支給を受けずに訓練受講中の方が、今回の被災により、自宅以外の土地建物を喪失したこと等により、受給資格を満たした場合は受給することができますか。

A 9 今回の被災により、自宅以外の土地建物の喪失等により、受給資格を満たす場合は、受給資格の認定申請を行うことができます。

この申請を行うに当たっては、地方公共団体等の発行する罹災証明、被災証明等を添付した上で、被災前に受講していた訓練実施機関を通じて手続きを行ってください。なお、[災害救助法の適用市町村](#)（東京都を除く。）に住んでおられる方については、罹災証明、被災証明等の添付がなくても差し支えありません。

3 基金訓練の複数受講について

Q 1 震災前に、実践演習コースを受けていたのですが、被災により、訓練を受けた業種での就職が困難な状況となったため、もう一度別の実践演習コースを受けることはできますか？

A 1 被災者又は被災地域に居住する者については、被災前に実践演習コースを受けていた場合であっても、もう一度だけ別の分野の実践演習コースを受けることが可能です。

なお、被災者とは、地方公共団体等の発行する罹災証明、被災証明等を受けている者をいいます。

被災地域に居住する者とは、[災害救助法の適用市町村](#)（東京都を除く）に住居所を有する者（被災者等災害時に住居所を有していた被災者を含む。）をいいます。

Q 2 震災前に、公共職業訓練を受講し、現在終了しましたが、修了後1年未満です。実践演習コースを受講することはできますか？

A 2 被災者又は被災地域に居住する者については、震災前に、公共職業訓練を受けていた場合であって、1年未満の者であっても、実践演習コースを受講することは可能です。

Q 3 震災前に、実践演習コースを受けていたのですが、震災対策特別訓練コースを受講することはできますか？

A 3 被災者又は被災地域に居住する者については、震災前に、実践演習コースを受けていた場合であっても、震災対策特別訓練コースを受講することは可能です。

Q 4 震災前に、公共職業訓練を受けていたのですが、震災対策特別訓練コースを受講することはできますか？

A 4 被災者又は被災地域に居住する者については、震災前に、公共職業訓練を受けていた場合であっても、震災対策特別コースを受講することは可能です。

Q 5 震災対策特別訓練コースを受講してから、実践演習コースを受講することはできますか？

A 5 震災対策特別訓練コースを受講してから、実践演習コースを受講することも可能です。

Q 6 震災対策特別訓練コースを複数受講することは可能ですか？

A 6 震災対策特別コースを複数受講することはできません。

Q 7 震災後、都道府県が実施する公共職業訓練の委託訓練で、がれきの撤去等のための車両系建設機械の訓練を受講しました。基金訓練の震災対策特別訓練コースを再度受講することは可能ですか？

A 7 原則としてできません。

* このQ & Aに関する問合せ先

(受付時間 土日祝日を除く、9:15-12:00、13:00-17:45)

基金訓練の実施に関して

中央職業能力開発協会 緊急人材育成・就職支援基金事業本部
訓練・就職支援部 計画認定課
電話 03-5800-3104

訓練奨励金に関して

中央職業能力開発協会 緊急人材育成・就職支援基金事業本部
訓練・就職支援部 訓練奨励金課
電話 03-5800-3617, 3140

訓練・生活支援給付について

中央職業能力開発協会 緊急人材育成・就職支援基金事業本部
支給審査室 訓練・生活支援給付金調整課
電話 03-5800-3138, 3583

基金訓練の複数受講について

[最寄りのハローワーク](#)へお問い合わせください。